

吉田寮タイムズ

2019年1月25日 / 編集・発行：吉田寮自治会 / 問い合わせ：070-3870-3599, yoshidaryo.jichikai@gmail.com

現棟老朽化対策をめぐる経緯

吉田寮には、1913年築の現棟と2015年築の新棟、2015年に補修が完了した食堂があります。これまで、吉田寮に関することについては、寮自治会と大学当局の担当者で合意を形成し、書面による約束を交わしてきました。新棟の建設も食堂の補修も、度重なる話し合いの末、実施に至りました。

現棟老朽化対策については、2012年に補修の方向性で学生担当理事の赤松氏（当時）と寮自治会が書面で合意し、2014年に理事が杉万氏に交代してからも、補修に向けて議論を進めてきました。しかし、2015年3月以降、杉万氏が、他の理事の圧力によって老朽化対策に関わる交渉に応じることができなくなり、議論が停滞し始めました。

そして、2015年11月に就任した川添理事は、交渉形式に固執して交渉を一切開かなくなりました。頑なな理事に寮自治会が歩み寄り、理事の提示する話し合いの条件（非公開、出席人数制限など）を受け入れて2018年7月と8月に交渉が開かれました。

そんな中、川添理事は、これまでの議論の積み重ねを無視し、老朽化対策について「検討中で、いま開示すると混乱するから開示できない」との発言をしました。それでも寮自治会は、すみやかな老朽化対策を求め、従来の補修案に加えて、新たに改修案（一部建て替えを含む）を提示しました。

しかし、大学当局は現在までこうした案について「検討中」という回答を続けています。さらに、寮自治会は「現棟から新棟へ移る用意がある」という妥協案を提示しましたが、理事はこれに応答せず、9月以降は一方的に交渉中断を宣言し、再開を拒み続けています。

現棟・食堂に占有移転禁止の仮処分 訴訟を前提にした法的措置

1月17日午前、京都地方裁判所の執行官が来寮し、「占有移転禁止の仮処分」を現棟・食堂に下しました。なお、築3年の新棟は今回の仮処分の対象とされていません。京大当局が同日夕方に発表したところによれば、京大当局がこの仮処分を申し立てたそうです。

「占有移転禁止の仮処分」とは、明け渡しを求める訴訟の前提として、被告となる占有者を固定するための措置です。今回対象は、現棟と食堂で、数十名の寮生を「債務者」とし、占有の移転を禁じる旨を記した文書「公示書」が寮内に貼られました。

▶寮内に立ち入る執行官ら。いきなり玄関内に入り寮生を威圧した（画像は一部加工済）



京大当局は同日、今回の措置に対する見解を公式サイトに掲載しています。それによると、12月20日に京大当局が仮処分の申し立てをし、1月8日に京都地裁が仮処分を決定したとされています。また、京大当局は、「やむなく今回の仮処分の申し立てを行った」と説明しています。NHKや京都新聞、毎日新聞の報道によると、記者会見の場で川添理事は、「明け渡し訴訟は排除していない」と述べ、「寮に居住している寮生は執行を受け、賢明な判断をしてほしい」と発言したようです。

抗議声明はこちらのQRコードから。(→)



これからのイベント予定

吉田寮食堂大演劇Vol1.1 音楽劇『三文オペラ』

演出 益山貴司（劇団子供鉦人）

音楽 4日目バンド

ギャングに乞食、警官に売春婦が入り乱れる痛快風刺音楽劇！ 巷で噂の京都大学吉田寮食堂にて大上演！

2月の京都、どん底の寒さの中で繰り広げられる、どん底の物語！

乞う、ご期待！ 公演当日、会場の吉田寮食堂の周辺に吉田寮マルシェ（闇市）と村屋（呑み屋）による出店が出現しております！ ぜひお早めのご来場でお楽しみください！

日時：

2月8日（金）19時（闇市17時～）

9日（土）18時（闇市17時～）

10日（日）18時（闇市17時～）

受付は開演の40分前、開場は30分前。

場所：吉田寮食堂

入場料：予約 2000円、当日 2500円、
小学生以下無料

厨房ライブ！

基本20時スタート(日によって異なる場合もあるので、詳しくはツイッターをチェックしてね！)

@chubo_live

2/2 寮生ばかりの夜

2/9 休み（芝居『三文オペラ』）

2/16 厨房ライブ一周年祭（冥王星「DECCG」）★

2/23 オールライツ+イケザワバンド

寮自治会が抗議声明を発表

占有移転禁止の仮処分を受け、吉田寮自治会は1月19日に、「京大当局による「占有移転禁止の仮処分」申し立てに対する抗議声明」を発表しました。寮自治会の求める話し合いに応じないまま法的措置をとったことは、これまでの話し合いの積み重ねを軽視し、現棟老朽化対策を遅らせてしまう行為であることや、権力差を不当に利用したハラスメント行為であることを指摘しています。そして、大学当局に対して、訴訟ではなく対話による合意形成によって現棟老朽化対策を進めるよう求めています。

解説1) 吉田寮はただちに使えなくなるわけではありません

占有移転禁止の仮処分は、占有者を固定する措置で、占有つまり吉田寮現棟や食堂の使用をただちに禁じるものではありません。一部報道で誤解を招く事実誤認が出ていましたので、この点を強調しておきます。

解説2) みなさんの声で大学に訴訟をやめさせましょう

大学が学生に対して訴訟を起こすことは異例で、社会的にも非難を浴びうるものです。法的な権限を持つ大学当局（とりわけ理事ら）と学生の間には、大きな力の差があります。こうした権力差の大きい2者間で、権力を持つ側が裁判を起こすことは「スラップ（SLAPP）」と呼ばれ、世界的に問題視されており、アメリカの一部では規制もされています。税金や学生の納めた授業料を元手とする、大学の貴重な資金をこのような裁判に費やすことは、非常に問題です。学内外から声があがれば、理事らが訴訟に踏み切ることを阻止できる可能性があります。みなさん、京大のあり方に対して意見を伝えましょう。

【連絡先】

学生支援部厚生課（寮務担当窓口）：075-753-2533(2539, 2540)
事務本部：075-753-7531

川添理事によるハラスメント

川添理事は、訴訟という法的措置をちらつかせながら、自らの方針に従わせようとしています。寮自治会と、大学当局との間にある権力差を利用して、意見の違う他者を従わせようとしているのです。このようなあり方はハラスメントです。

他にも川添理事は、昨年7月13日の交渉で行った恫喝というハラスメントについて、被害者から謝罪を求められているにもかかわらず、居直り続けています。今回1月17日の記者会見の場でも、川添理事は謝罪の意を示すどころか、恫喝を当然視する発言をしたそうです。寮自治会は、川添理事に対して、当事者に謝罪し関係を修復する努力をまず行うよう求めています。これらを拒み続ける限り、川添理事には吉田寮に関して公的に発言する適格性がないと言わざるをえません。